

社会福祉法人すぎのこ福祉会 六ツ川西保育園 BCP 事業継続計画

※ BCP とは、Business Continuity Plan の略で、事業継続計画のこと（2024 年 4 月義務化）

法人名	社会福祉法人すぎのこ福祉会	代表者名	理事長 瀬川謙二郎
施設名 (施設類型)	六ツ川西保育園(認可保育所)	管理者名	園長 小尾 典孝
所在地	横浜市南区六ツ川 4-1157-2	電話番号	045-824-4151
地域防災拠点	六ツ川西小学校	広域避難場所	こども医療センター一帯
<p>「地域防災拠点」は、地震などによって、園舎が倒壊または消失した場合、保護者に子どもを受け渡すまでの間、利用します。</p>		<p>「広域避難場所」は、地震などによって、地域に大火災が発生し、炎上拡大した場合、火災の熱や煙から生命・身体を守るために利用します。</p>	

※当園所在地は、横浜市ハザードマップによる「土砂災害」「浸水（洪水・内水・高潮）」の想定区域ではない。

1 目的

社会福祉法人すぎのこ福祉会六ツ川西保育園 BCP 事業継続計画（以下「本計画」という。）は、事業継続が困難となる災害等が発生した際に、園児と職員の安全を確保し、保育を継続、あるいは早期再開することを目的とし定める。

2 本計画の対象とする災害等の種類

災害の種類	想定しておくべき被害の状況
(1) 大規模地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児または職員の怪我 ○ 建物の破損、倒壊 ○ ライフライン（電気水道ガス）の停止による各種機器の使用不可 （調理器具、冷暖房機器、電話、スマホ、PC、水栓トイレ）
(2) 火災	
(3) 台風・集中豪雨	
(4) 大雪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との連絡手段の遮断 ○ 公共交通機関の遅延、運航見合わせにより、保護者がお迎えに来られない、職員が帰宅できない等 ○ 交通渋滞、路面凍結などにより、保護者がお迎えに来られない、職員が帰宅できない等
(5) 感染症拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症罹患により、出勤できる職員数の確保が困難となる事態 ○ 保護者が感染症罹患による体調不良によりお迎えに来られない。
(6) その他上記に準じる事態	—————

3 災害等への対応

(1) フェーズⅠ（災害発生～園児の引き渡し完了まで）

ア 安全確保、被害状況の確認

(ア) 建物の破損、倒壊等が見られる災害が発生したら、まずは園児と共に、保育室であれば部屋の中心等できる限り安全な場所に集まって、声を掛け合いながら身を守る。

(イ) 揺れが収まったら、負傷者がいないか、施設内に被害がないか確認する。棚の転倒やガラスの飛散等、何らかの被害が出ている場合には、立ち入り禁止措置を取る等の二次災害防止対策を行う。なお、風水害の場合は、予知された段階で安全な場所に留まる、または事前避難することが基本である。

※ 自治体から「警戒レベル3：高齢者等避難」が発出されると、子どもや高齢者等避難に時間を要する人は避難を開始することが必要になる。

通常の「警戒レベル4：避難指示」よりも早い段階での避難が求められるため、災害が予知されている場合には、定期的な情報収集を行い、早めの行動をとる。

なお、施設の浸水リスクが高い等、前日までに危険が分かっている場合には、自治体と調整の上、休園判断を行うことも選択肢である。

イ 負傷者対応

(ア) 救護班である保育士等職員が中心となって、救急セットを使用し応急処置を行う。重傷の場合には救急車を要請するが、救急車が来ない場合は自力搬送を試みる。

(イ) また、負傷者対応について園医に判断を仰ぐことができる場合は、協力を要請することも一案である。園児が負傷した場合には、保護者への緊急連絡を行う。

ウ (必要に応じ) 避難

(ア) 施設内外の安全な避難場所を把握し、状況に応じて避難を行う。施設の一部でガラス飛散や棚の転倒等の被害が発生している場合には、ホール等できるだけ倒れそうなものがなく広い場所や、園庭・駐車場等を利用する。

(イ) 建物に倒壊の危険性がある場合、近隣で火災等が発生し施設全体に危険が迫っている場合等には、近隣の公的避難場所へ避難を行う。おんぶ紐、お散歩用のカートを活用したり、園児に歩かせる場合は職員を先頭と最後尾に配置し安全なルートで避難する。

(ウ) 保育継続のために必要な備品類は持ち出す。

エ 保育の継続

散歩、プール、行事等はすべて中止し、安全なスペースで保育を継続する。インフラが停止した場合は、通常の給食やおやつ提供は中止し、備蓄飲食料を使用する。

乳児には液体ミルクや使い捨て哺乳瓶等を活用し、冷凍母乳の提供は中止する。

それぞれ、温めが必要な場合はカセットコンロ等を使用する。

トイレは簡易トイレを使用する。夜間になっても引き渡しができない場合には、お昼寝布団を利用して宿泊させる。

オ 保護者への連絡・園児の引き渡し

予め整備した連絡手段(掲示板、ルクミー、マチコミ)を用い、保護者へ被害状況の報告や引き渡しに関し連絡を行う。保護者が迎えに来たら、帰宅ルートの安全性等を確認の上、問題がなければ園児を引き渡す。

(2) フェーズ2(園児の引き渡し完了後～再開まで)

ア 施設被害への対応

なんらかの施設被害が出ている場合には、業者へ復旧工事の発注を行う。並行して、室内の片づけを行う。

イ 職員の勤務可否確認

職員の自宅の被災状況等を踏まえ、勤務可否を確認する。保育の再開に当たって、必要な人員が確保できるか確認を行う。

ウ 行政との連携

施設の被害状況や職員の勤務可否を行政へ報告し、行政と再開時期について調整を行う。災害時の特例措置等が行政から出される可能性があるため、情報を収集する。

エ 保護者との連携
施設の被害状況や再開見込み等を連絡する。また、災害発生当日お休みの園児がいた場合には、安否確認も併せて実施する。

オ 業者との連携
給食の食材発注等、業者の業務継続状況を確認する。

(3) フェーズ 3 (再開～通常保育まで)

ア 保育の再開
地震が続いている、周辺道路の安全性が担保できない等の状況があれば、お散歩は中止し、室内の安全な場所での保育を行う。ガス・水道が復旧していない場合は、弁当持参の協力を依頼するか、備蓄食で給食・おやつ提供を行う。冷凍母乳提供もインフラが復旧するまでは停止する。また、物流や業者の状況によって食材の仕入れが不安定な場合は、柔軟に献立の変更を行う。災害を経験し、精神的に不安定になっている園児に対して、しっかりと寄り添うことが求められる。

イ 職員の被災状況に合わせたシフト調整
職員の自宅が被災した、または要介護者がいる等家庭の事情で、勤務ができない職員が出る可能性もある。その場合は勤務可能な職員でのシフト調整を行う。
また、どうしても十分な職員が確保できない場合には、早朝・夜間の延長保育や土曜保育を中止する。

ウ 行政との連携
保育の再開状況を適宜報告する。状況を踏まえつつ、行政と適宜連携しながら、通常保育に向けて取り組む。

エ 保護者との連携
部分保育になる場合は、保護者に変更点と事情を説明し、理解・協力を求める。

◆災害時の時間経過業務について

発生後 1 時間以内に行う業務	発生後 24 時間以内に行う業務	発生後 72 時間以内に行う業務
1 発生直後の安全確保	1 備蓄品の使用準備	1 救援物資等の受入体制の確保
2 安全な場所への避難誘導	2 保育サービスの提供・役割分担	2 行政への被害状況の報告
3 園児と職員の安否確認	3 優先業務の具体的実施方法	
4 施設の被害状況の確認	4 保護者・関係機関等への連絡	
5 災害対策本部の設置及び対策会議の実施		

◆緊急時連絡先

緊急連絡先	電話番号	住所その他
消防	119	<火事、救助、救急車>
六ツ川消防出張所	742-0119	南区六ツ川 1-693-1
南区こども家庭支援課	341-1149	南区浦舟町 2-33
戸塚区こども家庭支援課	866-8466	戸塚区戸塚町 16-17
横浜市こども青少年局 保育・教育運営課	671-2396	中区港町 1-1

ガス漏れ通報専用ダイヤル	0570-002299	<ガス漏れ>
東京電力（停電）	0120-995-007 03-6375-9803	<電気が止まったとき>
横浜市水道局	847-6262	<水道の故障>
ソフトバンク	113	<電話の故障>
ソフトバンクおとくライン	0800-919-5000 + 9	<電話の故障>
横浜市消防局 災害情報消防テ レフォンニュース	334-0119	<災害発生状況>
災害用伝言ダイヤル	171	<避難時の伝言の録音、 再生>